

令和6年8月27日

高知地方最低賃金審議会 高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金 特別小委員会(令和6年度第1回)の開催について

標記の会議を下記のとおり開催しますので、傍聴を希望される方は下記の申込要領によりお申し込みください。

記

- 1 日時 令和6年9月10日(火) 午前10時00分から
- 2 場所 高知労働局 別館3階会議室(301)
- 3 議題 高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金の改正の必要性についての審議ほか
- 4 傍聴人員 6名
- 5 申込要領等
 - (1) 当会議室の座席に限りがございますので、傍聴を希望される方は予め、葉書又はメールにてお申し込みください。(別紙1参照)
電話での申し込みは御遠慮ください。
 - (2) 申し込み締切り期日は、令和6年9月5日(木)(当日17:15必着)です。ただし、傍聴を希望される方が6名を超える場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果については、後日ご連絡させていただきます。また、傍聴が許可された方に対しては事務局から事前に傍聴整理番号通知書(別紙2)を郵送またはメールします。
 - (3) 傍聴される場合には別紙3の「審議会傍聴にあたっての遵守事項」を遵守されますようお願いいたします。

照会先 高知労働局 労働基準部 賃金室

〒781-9548 高知市南金田1番39号

電話:088-885-6024

メール:chinginshitsu-kouchikyoku@mhlw.go.jp

1 葉書での申し込みの場合

表面	裏面
<p>63 円 切手</p> <p>〒781-9548</p> <p>高知市南金田 1 - 3 9</p> <p>高知労働局 労働基準部 賃金室 宛</p>	<p>第_期 第_回 (会 議 名) 傍聴申込書</p> <p>傍聴希望者の 住 所 _____ 氏 名 (ふりがな) _____ 所 属 (勤務先等) _____</p> <p>連絡先 電話番号 _____ メールアドレス _____</p>

2 メールでの申し込みの場合

- ・ メールアドレス chinginshitsu-kouchikyoku@mhlw.go.jp
- ・ 宛先 高知市南金田1-39
- ・ 高知労働局労働基準部賃金室 宛
- ・ 記載事項 高知地方最低賃金審議会 高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金 特別小委員会(令和6年度第1回)の傍聴について
- ・ 傍聴希望者の住所・氏名(ふりがな)・所属(勤務先等)・連絡先電話番号及びメールアドレス

※ 車椅子をお使いになる方はその旨お書き添えください。また、介助の方がいらっしゃる場合は、その方の氏名も併せてお書き添えください。

※ 複数名お申し込みの場合も一人ずつの記載事項をお書きください。

傍聴整理番号通知書

令和6年 月 日

(傍聴申込人氏名) あて

高知地方最低賃金審議会事務局

先に貴殿より申込みのありました下記会議の傍聴整理番号をお知らせしますので、会議開会時刻の10分前までに、本状を会場受付にご持参ください。

なお、会議開会後の入室は認められませんのでご注意ください。

記

- 1 傍聴整理番号 第____号
- 2 会 議 名 高知地方最低賃金審議会 高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金 特別小委員会
(令和6年度第1回)
- 3 日 時 令和6年9月10日(火) 午前10時00分から
- 4 場 所 高知労働局 別館3階会議室(301)

審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴してください。
- 3 カメラ等の撮影については、会議冒頭の頭撮り限りとします。また、傍聴中のビデオカメラ・ICレコーダー等の御使用は御遠慮ください。
- 4 静粛を旨とし、審議の妨害となるような行為は慎んでください。
- 5 審議会委員等の発言に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 6 傍聴中、新聞又は書籍の類及び携帯電話、スマートフォンを閲覧使用することは御遠慮ください。
- 7 傍聴中、飲食及び喫煙は御遠慮ください。
- 8 傍聴中の入退室はやむを得ない場合を除き慎んでください。
- 9 はちまき、ゼッケン及び腕章等の会場内での着用は御遠慮ください。
- 10 銃刀類その他危険なもの又は、プラカードその他審議会の進行を妨げるおそれのあるものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りします。
- 11 その他、会長及び高知地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

なお、上記の各事項に反する行為を行う者、その他の秩序を乱すおそれがあると認められる者については、主宰者は、その者を退場させることがあります。